

8. シルバー保険について

センターでは就業上の事故について、登録している全ての会員を対象に次の内容の保険に加入しています。しかし、事故は無いに越したことはありませんので、無事故に努めましょう。万が一、就業中や作業現場への行き帰りにケガをしたり事故に遭われた場合は、速やかに事務局まで連絡してください。

●シルバー団体傷害保険

○ 保険給付の内容

① 死亡保険金 900万円

事故日から180日以内で、そのケガが原因で死亡した場合

② 後遺障害保険金 後遺症の等級に応じて 上限900万円

事故日から180日以内で、そのケガが原因で後遺障害が生じた場合

③ 入院保険金 日額3,000円

事故日から180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき入院した場合

(30日限度)

④ 手術保険金 3,000円×手術の内容に応じて

入院保険金が支払われる場合で、所定の手術を受けた場合(1事故1回限り)

⑤ 通院保険金 日額2,000円

事故日から180日以内で、そのケガが原因で医師の指示に基づき通院した場合

(30日限度)

※ 保険金はケガの完治をもって請求となりますので、完治までに係る入院・通院費は自己負担となります。病院から発行された領収証は保険金請求の際使用しますので、各自保管してください。

○ 保険対象となるケース

- ・センターの提供した仕事に従事している最中の事故

(ただし、自宅に持ち帰って作業した場合は保険対象外です。)

- ・仕事のための集合場所と自宅の間の通常経路を往復中の事故

(往復中でも私用のために通常経路から外れた場合の事故は対象外です。)

- ・センター主催の講習会、各種行事または総会参加中及びその会場と自宅の間の通常経路を往復中の事故

(往復中でも私用のために通常経路から外れた場合の事故は対象外です。)

○ 保険対象にならないケース

- ・会員の故意による事故
- ・自殺、犯罪行為又は闘争行為による事故
- ・無免許、飲酒運転（自転車も含む）による事故
- ・疾病（外傷のない病気）又は心神喪失による事故
- ・他覚症状（医師等の診断による裏付け）の無いむちうち・腰痛など

● シルバー団体損害賠償保険

○ 保険対象となるケース

- ① 作業に従事中、誤って他人の身体にケガを負わせてしまった場合

例) 草刈作業中、石が飛んで通行人にケガを負わせた。

- ② 作業に従事中、誤って他人の財物に損害を与えてしまった場合

例) 清掃作業中、その場に置いてある調度品を誤って落とし、壊した。

○ 保険対象とならないケース

- ① 会員の故意により生じた損害賠償
- ② 自動車・バイクの所有・使用又は管理に対する損害賠償
- ③ 自動車・バイク、動植物の損壊または盗難

※上記の事例はあくまで参考です。